


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	田代 雄己	
件名	東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>税制改正に伴い軽自動車税環境性能割が創設されたことにより、東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>(1) 改正点 第5号様式で定める、納税又は課税に関する証明申請書のうち、「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和元年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 法改正に合わせて、適正な事務の執行が図られる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。